

議案等の内容一覧

番号	件名
議案第82号	市長の専決処分事項の承認について
内容	<p>令和4年議案第58号で議決を経た工事請負契約の一部を変更することについては、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。</p> <p>1 工事名 真岡市総合運動公園硬式兼軟式野球場建設工事 2 工事場所 真岡市小林1940番地外 3 工事内容 硬式兼軟式野球場メインスタンド部の建築工事 4 契約方法 事後審査型条件付き一般競争入札 5 契約金額 変更前 691,130,000円 変更後 708,719,000円 6 契約の相手方 剋真・大瀧・日光特定建設工事共同企業体 代表者 真岡市田町1515番地4 剋真建設株式会社 代表取締役 小林 克男 構成員 真岡市西沼535番地 大瀧建設株式会社 代表取締役 大瀧 武志 構成員 真岡市並木町四丁目12番地1 日光建設株式会社 代表取締役 館野 育大</p>
議案第83号	人権擁護委員の候補者の推薦について
内容	<p>人権擁護委員池葉文子は、令和6年3月31日任期満了につき、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問する。</p> <p>氏名 池 葉 文 子 生年月日 昭和34年2月21日 住 所 真岡市鹿658番地 職 業 無職</p>
議案第84号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
内容	地方自治法の一部改正に伴い、関係する条例中の引用条項を改めるものである。
議案第85号	真岡市未来変革デジタル条例の制定について
内容	市民等と市がそれぞれの役割、責務を果たしながら、デジタル技術を適正かつ効果的に活用した誰一人取り残さないやさしいまちづくりに取り組む際の基本ルールを定め、一人一人が自分らしく暮らし続けることができる未来への変革を目指すため、条例を制定するものである。
議案第86号	真岡市印鑑条例及び真岡市手数料徴収条例の一部改正について
内容	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、用語を改めるほか、移動端末設備利用者証明用電子証明書を搭載した移動端末設備による印鑑登録証明書の交付申請方法を追加し、また、オンラインによる印鑑登録証明書の交付申請の際に印鑑登録証の添付を不要とするものである。
議案第87号	真岡市一般職の給与に関する条例の一部改正について
内容	国家公務員の給与改定に準じ、給料月額、期末手当及び勤勉手当として支給する額の改定を行うものである。
議案第88号	真岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
内容	国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を改めるものである。
議案第89号	真岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
内容	国家公務員の給与改定に準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるものである。
議案第90号	真岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
内容	地方自治法の一部改正及び総務省による助言の変更に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給し、また、国家公務員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料月額として支給する額を改定するものである。
議案第91号	真岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
内容	令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給するものである。
議案第92号	真岡市いちごサミット基金条例の一部改正について
内容	全国いちごサミットの開催に向け設置した基金について、全国いちごサミットの開催の趣旨に準じた真岡市市制施行70周年記念事業としてのいちごイベントの開催の財源に充てることができるよう条例を改正するものである。
議案第93号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
内容	市税等の督促手数料を廃止するため、関係する条例の一部を改正するものである。

議案第94号	手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
内容	受益者負担の公平性、適切な料金設定等の観点から手数料の見直しを行った結果、公文書等の閲覧手数料を廃止するとともに公文書等の写しの交付手数料を新たに定め、給水設置工事の設計審査及び検査に係る手数料並びに排水設備の計画確認及び検査に係る手数料の額を改定し、並びに水道台帳及び下水道台帳の写しの交付に係る手数料を新たに定めるものである。
議案第95号	真岡市国民健康保険税条例の一部改正について
内容	後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を引き上げ、また、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額の免除措置について定めるものである。
議案第96号	指定管理者の指定について
内容	真岡市健康増進施設真岡井頭温泉及び真岡市勤労者研修交流施設井頭温泉チャットパレスについて、指定管理者を指定するものである。
議案第97号	指定管理者の指定について
内容	真岡市市民活動推進センターについて、指定管理者を指定するものである。
議案第98号	指定管理者の指定について
内容	真岡市リサイクルセンターについて、指定管理者を指定するものである。
議案第99号	指定管理者の指定の期間の変更について
内容	真岡市真岡駅子ども広場について、真岡市複合交流拠点施設への機能移転に伴い、同施設の開館まで、指定の期間を延長するものである。
議案第100号	工事請負契約について
内容	真岡市総合運動公園整備のため、硬式兼軟式野球場のスコアボードの設置工事を実施するものである。
議案第101号	工事請負契約の変更について
内容	建設資材の価格高騰により、契約金額を増額するものである。
議案第102号	土地の取得について
内容	真岡てらうち産業団地を造成するため、取得するものである。
議案第103号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について
内容	令和6年4月1日から、鹿沼市が規約第4条第3号に掲げる事務（退職手当支給事務）、同条第4号に掲げる事務（議員その他非常勤職員の公務災害補償事務）及び同条第5号に掲げる事務（非常勤の学校医等の公務災害補償事務）の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものである。
議案第104号	令和5年度真岡市一般会計補正予算（第6号）
内容	令和5年度真岡市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正） 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,328,937千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,845,713千円とする。 第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 （債務負担行為の補正） 第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。
議案第105号	令和5年度真岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
内容	令和5年度真岡市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正） 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270,163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,307,559千円とする。 第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
議案第106号	令和5年度真岡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
内容	令和5年度真岡市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正） 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,019,285千円とする。 第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
議案第107号	真岡市手数料徴収条例の一部改正について
内容	戸籍法の一部改正によって、戸籍及び除籍の電子証明書の発行等の制度が開始されることに伴い、電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行うものである。
議案第108号	令和5年度真岡市一般会計補正予算（第7号）
内容	令和5年度真岡市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正） 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ606,526千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,452,239千円とする。 第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第109号	令和5年度真岡市水道事業会計補正予算（第1号）
内容	<p>第1条 令和5年度真岡市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 （収益的収入及び支出の補正）</p> <p>第2条 令和5年度真岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）</p> <p>第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 （科目）（既決予定額）（補正予定額）（計）</p> <p>収入</p> <p>第1款 水道事業収益 1,451,017千円 11,176千円 1,462,193千円</p> <p>第2項 営業外収益 87,943千円 11,176千円 99,119千円</p> <p>支出</p> <p>第1款 水道事業費用 1,421,811千円 11,176千円 1,432,987千円</p> <p>第1項 営業費用 1,312,669千円 11,176千円 1,323,845千円</p>
議案第110号	令和5年度真岡市下水道事業会計補正予算（第1号）
内容	<p>第1条 令和5年度真岡市の下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 （収益的収入及び支出の補正）</p> <p>第2条 令和5年度真岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）</p> <p>第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 （科目）（既決予定額）（補正予定額）（計）</p> <p>収入</p> <p>第1款 公共下水道事業収益 1,866,628千円 11,591千円 1,878,219千円</p> <p>第2項 営業外収益 968,088千円 11,591千円 979,679千円</p> <p>第2款 農業集落排水事業収益 446,022千円 7,551千円 453,573千円</p> <p>第2項 営業外収益 344,093千円 7,551千円 351,644千円</p> <p>支出</p> <p>第1款 公共下水道事業費用 1,534,726千円 11,591千円 1,546,317千円</p> <p>第1項 営業費用 1,381,618千円 11,591千円 1,393,209千円</p> <p>第2款 農業集落排水事業費用 439,588千円 7,551千円 447,139千円</p> <p>第1項 営業費用 390,614千円 7,551千円 398,165千円</p> <p>（他会計からの補助金の補正）</p> <p>第3条 予算第10条中「520,307千円」を「539,449千円」に改める。</p>